

脱原発法Q & A (Ver. 4)

脱原発法制定全国ネットワーク

Q 1 脱原発法案のねらいは何ですか。**A 脱原発法のねらいは、脱原発を「国策」として、法律で固定化することです。**

福島原発事故を経験した今でも、「原子力基本法」等は維持されており、原子力利用の推進が国策のままとなっています。個々の原発の再稼働を止めることは大変重要ですが、それだけでは不十分であり、脱原発を実現するためには、脱原発を法律で決定し、「原子力基本法」等の原子力利用を推進していた法律を改める必要があります。この点が、再稼働に反対する活動だけでなく脱原発法の制定が必要な根本的な理由です。

Q 2 脱原発基本法案の内容を教えてください。**A 脱原発基本法案の主な内容は、以下のとおりです。**

- ・脱原発は、できれば2020年3月11日を目標として、遅くとも2025年3月11日までに実現されなければならない。
- ・脱原発を実現するに際し、発電用原子炉は、その運転を廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転（運転の再開を含む。）をしてはならない。

Q 3 脱原発基本法案は、2025年までの原発の運転を認めているように見えます。脱原発基本法案は、再稼働を容認するのですか？**A 脱原発法は、原発再稼働を容認するものではありません。**

個別の原発の再稼働は、「最新の科学的知見に基づいて」原子力規制委員会が定める技術上の基準に合格することが最低限の条件であることを明記しました（3条4項）。この規定は、再稼働をする側に安全であることの立証責任を負わせるものです。また、呼びかけ団体のひとつである「脱原発弁護団全国連絡会」は、福島原発事故の事故原因を踏まえた安全対策もとられていないのに原発の再稼働をすることに強く反対し、すべての原発の再稼働を止めるための訴訟に取り組んでいます。私たちは、福島原発事故の事故原因を踏まえた安全対策も執られていないのに原発の再稼働をすることには断固として反対です。再稼働を止めるためのデモや住民投票や訴訟などあらゆる活動に取り組みます。

Q 4 原子力規制委員会の新規制基準は、「最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準」を満たしているのですか？**A 満たしていません。**

原子力規制委員会によって、新規制基準が決定されましたが、福島原発事故の原因解明そのものが未だ不十分で地震が事故にどのような影響をもたらしたか明確となっていませんし、公衆と原発の隔離要件を定めていた立地指針が無視され、シビアアクシデント対策に置き換えられる等、約1500人にも達する福島県内の災害関連死など多くの住民が避難の過程や長引く避難生活の中で既に亡くなっている福島原発事故の深刻な被害の教訓が十分活かされているとはとても言えません。従って、新安全基準は、私たちが法案で求めている「最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準」を満たしておらず、むしろ極めて不十分なものと考えます。

Q 5 脱原発法の中の、脱原発基本計画について説明してください。

A 脱原発基本計画（法 8 条）は、政府が脱原発を計画的に推進するための具体的な施策を定めるもので、脱原発基本法案の核となる規定です。

各原発の廃炉の順序や時期などは、脱原発基本計画の中で決めていくこととしています。また、「内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」（8 条 3 項）として、これを閣議決定することとし、安易に計画が変更されることのないよう縛りをかけています。

Q 6 使用済み燃料の再処理や、廃炉に伴う電力会社に対する補償、立地自治体に対する補償はどうするのですか？

A すべて、基本計画において定めることとしています。

使用済み燃料の保存及び管理の進め方に関する事項も、基本計画において定めることとしています。原発によっては、電力会社に対して廃炉に伴う補償をしなければならない場面も考えられますが、これも基本計画において定めることとしています。また、地域雇用機会の創出と地域経済の健全な発展なども明記し、原発立地に協力してきた地域の今後の経済や雇用にも配慮することを規定しています。

Q 7 この運動は政党とどのような関係をつくるつもりですか。

A あらゆる政党から独立して活動します。

この運動は国会に法律案を提案し、その可決を求めて活動するのですから、政治に関わらざるを得ません。提出会派や賛同議員のご協力には深く感謝していますが、自立した市民運動として、あらゆる政党からは独立して脱原発の実現を唯一の目的として活動します。そして、脱原発を志向する政党とは、緊密に連携を図り、提出できた法案の早期の成立や法案に賛成・賛同される政党や議員を増やしていくため協働していくことを目指します。

Q 8 なぜ、脱原発法制定全国ネットワークは法案提出を急いだのですか。政党間の政策のすりあわせのための十分な時間がとれなかったのではないですか。

A 急がなければ、法案の提出が困難になったからです。

脱原発法制定全国ネットワーク（以下「ネットワーク」）は 2012 年 8 月 22 日の立ち上げ以降、同年 9 月 7 日に迫った国会会期中の法案提出を目指して大車輪で活動しました。一部に拙速ではないかという批判もある中でこのような方針をとった理由は、秋以降の早い時期に衆院解散が実施され、総選挙では今後の原子力政策が大きな争点となるにもかかわらず、各政党、候補者の政策は明確でなく、明確な争点を提示する必要があると考えたからです。衆院選が近づくとつれて各政党間の対立は激化し、超党派の合意はより困難になっていく傾向にあります。衆院選後の国会で脱原発政策を確実に実現するためのツールとするためには、法案をこの国会会期中に提案しておく必要があると考えたのです。また、このような法案を提出する作業は原発推進勢力との闘いです。脱原発志向の政党にも原発を推進する国会議員が所属しており、中央官庁、電力会社や経済界などが全力でこれを妨害しようとしてきます。時間をかけて討論するということは、このような妨害を強めることにもつながりかねません。国会に提出された法案は、いつでも議員の合意によって修正が可能です。国会の内外で、脱原発法の内容を豊富で強力なものにしていくための討論を継続し、必要に応じて、提出された法案を修正し、深めていくべきと考えたのです。

Q 9 衆議院選挙で、脱原発が争点にならなかったことについて、どのように総括していますか？

A 脱原発を実現するためには、最終的に国家の意思として脱原発を立法化する必要があることには変わりはなく、これまでの活動の意義と重要性はいささかも失われてはいません。

2012年9月7日には、衆議院において、脱原発基本法案が提出されました。しかし、その後の衆議院解散・総選挙によって、同法案は審議入りすること無く、廃案となりました。その後の衆議院選挙は、脱原発活動にとって、大変厳しい結果となったことは、皆様ご承知のとおりです。しかしながら、各種世論調査においても、脱原発を求める声は、国民の過半数を超えております。私たちは、衆議院選挙結果を受けて、これまでの活動を振り返りましたが、脱原発を実現するためには、最終的に国家の意思として脱原発を立法化する必要があることには変わりはなく、これまでの活動の意義と重要性はいささかも失われてはいない、との結論に達し、引き続き、脱原発法の制定を求めて、活動を継続することにしました。

事故後2年が経過した2013年3月11日には、脱原発基本法案を、参議院に再提出することができました。生活の党・社民党・みどりの風の3党と無所属の糸数慶子議員、民主党の5人とみんなの党の4人が賛同を得て、合計27名の賛成・賛同による提案です。今回提出した脱原発基本法案は、2012年9月7日に衆議院で提出された法案と、基本的な内容は変わっていませんが、発送電の分離と電力の自由化を図ることを、法案の前文に入れました。これはみんなの党の賛同議員の方からのご意見に各党が同意されました。また、原発の新增設を認めないことを盛り込みました。自民党の新增設容認の意向との違いを明確化することに各党異議なく了承されました。私たちは、各政党に対して、それぞれの政党の政策に沿った脱原発法案の提出を求め、国会でこれらの案をすりあわせ、脱原発法についての審議を始めるように求めています。

Q 10 脱原発法に賛同する議員は衆議院でも参議院でも過半数には届かないのではないですか。提案はできても、否決されて終わりではないですか。

A 法案をリトマス試験紙として次の選挙での投票行動を選択できます。

確かに今の国会の構成では過半数に届いていません。衆議院選挙で当選した脱原発法条推進議員は27名、参議院に提出した法案の提出・賛同議員は27名に過ぎません。民主党議員の中で大飯原発の再稼働に反対する署名をした議員は117名（衆議院81名、参議院36名）です。脱原発をめざすと言われていた生活の党、みんなの党、共産党、社民党、みどりの風を合わせても衆議院、参議院の過半数には届きません。

しかし、脱原発法案は、衆参両院に提出されたものであるということの意味は大きいと思います。現に提案された法案への賛否に答えることは、国会議員および立候補者にとっての責務といえるからです。あいまいな態度をとることは許されないのです。有権者にとっては、法案への賛否を判断材料として、次選挙で投票先を決めることができます。そうすれば、私たち有権者は原発推進の政党や、抽象的な「脱原発依存」を掲げるだけの政党と、具体的で明確な「脱原発法」に賛同する政党とを区別することができます。個々の候補者においても同様です。このように法案をリトマス試験紙として、真に脱原発政策を実

現する政党か、候補者かどうかを有権者が見分けた上で投票できるようになるのです。

そして、私たちが賢い有権者として主権を行使することで、国会内での脱原発議員、脱原発政党を、拡大していくことが重要だと考えています。また、脱原発に反対する自民党などの政党にあっても、個々の議員の中には、脱原発法に賛成してくれる議員がいるかもしれません。むしろ、そうした議員を増やさなければなりません。その説得のためにも、脱原発基本法案は、一つの物差しとしての機能を果たすでしょう。

Q 1 1 この運動は国会ロビー活動が中心のようにみえますが、市民は次の選挙で、この運動にどのような形で関わることができますか。

A 脱原発基本法案を候補者の選挙事務所に持参して、これに賛成するよう回答を求めてください。

私たちは、国会ロビー活動にも取り組むとともに、市民が主体的に関われる活動にしていきます。「国策としての原発推進を転換させるため、このような活動を期待していた。各地でどのように活動したらよいのか、方法を教えてほしい。」という積極的な声がネットワークに寄せられています。ネットワークとしては、脱原発法に賛同した議員に提供するステッカー、脱原発法政策契約、運動マニュアルなど各地の脱原発運動がこの法律をツールとして活動する時の「パッケージ・ツール」を作りました。私たちのHPから、ダウンロードできます。また、この活動を全国に広めたいと考え、賛同団体も募っています。

すでに生活協同組合や消費者団体の中にもこのような活動に取り組もうという動きが始まっています。国政選挙はもちろん、あらゆるレベルの選挙において、候補者に法案への賛否を明らかにするよう求め、その結果を有権者に知らせていくことが重要な活動となります。脱原発法を支持する候補が当選できるよう、さまざまな活動に取り組んでいきます。

私たちの決意

大江健三郎さんは、ネットワークの結成時の会見で、「小説を書いている人間として、一人の市民として、原発は根本的な倫理に反するものだと申し上げてきた。私たち、今生きている人間の根本的なモラルは、次の世代の人間が生きていくことを妨害しないことだ。そのためには原発をすぐにやめなければならない。大飯原発の再稼働を許したじゃないかと言う、敗北感、無力感を、強く感じながら、私はこの夏を過ごしていた。脱原発法は、遅くとも2020～25年には脱原発を実現するという、根本的でありながら、現実的な政策だ。」と述べられました。

ドイツにおいても、福島原発事故後に2011年5月に国民的なコンセンサスによって2022年までの脱原発が国の方針となり、2011年7月に原子力法が改正されました。

原発をやめるべきだという私たち一人一人の倫理的な判断を政治的な現実に変化していくためには、国会における法律がどうしても必要なのです。

もちろん、法律に定めた期限は「遅くとも」であり、「即時ゼロ」を目指す運動や政党とも協力し、これを前倒しで実現できるように、全力を尽くします。

全国で個々の原発の危険性を主張して訴訟や住民投票条例の制定、デモや署名などで再稼働反対に取り組むことと、脱原発法制定に取り組むことは同じ目標のためのひとつながりの活動であり、互いに矛盾するものではありません。自信を持って取り組んでいきましょう。